

Social Insurance & Labor Consultant Personnel management Center & Jinjiken inc. News

SPC JINJIKEN NEWS

最低賃金 26 円上げで全国平均 874 円に (7 月 25 日)



厚生労働省の中央最低賃金審議会の小委員会は、2018年度の最低賃金（時給）について、今年度の引上げ額の目安を全国平均で26円とすることを決めた。上昇率は3年連続で3%となり、実現すれば全国平均が874円になる。

管理職の労働時間把握と保存義務づけ (7 月 31 日)

厚生労働省が、来年4月から管理職の労働時間把握を企業に義務づける。また、安衛法に関連省令を改正し、3年間分の保存も義務づける。取締役ら経営陣は対象外。管理職には労働時間の規制がかからないため労働時間管理がおろそかになりやすく、時間外賃金の不払いや過労自殺などの問題も起きているため、雇用者全体の労働時間管理を厳しくすることで長時間労働を減らす狙い。

運輸業事業所で8割違反 (8 月 1 日)

厚生労働省は31日、2017年にトラックやバスなどの運転手を雇う事業所を対象に実施した立入り検査の結果を発表。調査対象となった5,436事業所のうち84%にあたる4,564の事業所で、労働関係法令の違反が確認された。このうち最も多かったのは違法残業の3,162事業所（58%）で、残業代



の未払いが1,171事業所（22%）。悪質な違反として書類送検されたケースも61件あった。2

障害者求職 16%増 (8 月 6 日)

厚生労働省によると、ハローワークでの2016年度の障害者の新規求職申込数は約17万6,000件で、5年前に比べ16.3%増となった。特に、精神障害者の求職は1.5倍と大幅に増えた。16年度の精神障害者の求職件数は11年度比49.9%増の約8万5,000件で、障害者全体の半分近くを占めた。知的障害者も15.4%増えたが、身体障害者は11.6%減った。身障者の場合、既に雇用が比較的進んでいたことが減少の理由とみられている。

勤務間インターバル制度に助成金方針 (8 月 7 日)

厚生労働省が、時間外労働等改善助成金を拡充し、中小企業の勤務間インターバル制度の導入に助成金を支給する方針を決めた。2019年度予算の概算要求に費用を盛り込む。助成額は、新たに制度を導入する場合は、休息时间11時間以上で1企業当たり100万円、9時間以上11時間未満は80万円とする方向で、制度を導入済みでも休息時間を延長した場合は助成するとしている。

非正規の約3割「自分の都合のよい時間に働きたいから」 (8 月 8 日)

7日に公表された総務省労働力調査の詳細集計で、非正規雇用は2,095万人と前年同期より4%多いことがわかった。役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は

37.6%。非正規で働く理由を「自分の都合のよい時間に働きたいから」と回答した人が29.9%で最も多く、前年同期比70万人増。人手不足を受け、待遇改善が進んだことが大きいと見られる。16年10月からのパート労働者への厚生年金適用拡大による加入者数は18年3月時点で38万2,841人と、想定の25万人を上回っている。

違法残業 45%で確認 (8月8日)

厚生労働省は、2017年度に長時間労働が疑われた2万5,676事業所への立入調査で、約45%の1万1,592カ所で労使協定の上限時間を超えて働かせるなどの違反を確認したと発表した。このうち74%に当たる8,592カ所では、「過労死ライン」とされる月80時間超の時間外労働が確認された。

2017年度の労基法違反による是正指導 過去最高の1,870社 (8月11日)

厚生労働省の発表によると、2017年度の労働基準監督署による労働基準法違反に関する是正指導を受けた企業は1,870社(前年度比4割以上の増加)となり、過去最多となったことがわかった。割増賃金の支払額は約446億円(同3.5倍)、対象労働者は20万5,235人(同2倍以上)と、いずれも過去最高だった。

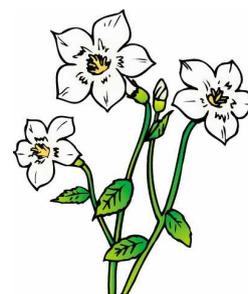
パワハラ対策で中小企業を支援 (8月17日)

厚生労働省は9月から、中小企業のパワーハラスメント対策の支援に乗り出す。パワハラ対策は従業員1,000人以上の企業の88%が対策を行っているのに対し、99人以下では26%にとどまる。このため全国約100社を対象に、専門知識を持った社労士らを無料で派遣し、相談窓



口の設置や社内規定の整備などを後押しする。

職場の障害者虐待が最多問題への関心高まる (8月23日)



厚生労働省は、昨年度に職場で虐待を受けた障害者が1,308人(前年度比35%増)、調査を始めた13年度以降で最多であったことを明らかにした。虐待の内容別では、低賃金で働かせるなどの「経済的虐待」(83.5%)が最も多かった。同省は、「虐待問題の関心が高まり、労働局などへの通報や相談が増えた」と分析している。

「働き方改革法」施行対応に支援体制を強化 (8月23日)

厚生労働省は、2019年度に企業の労務管理などの対応にあたる専門拠点の人員を700人前後で対応し、3倍強に増やす。全都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」で社労士や中小企業診断士を常駐させ、同年度から始まる働き方改革関連法への対応のため中小企業への支援体制を強化する。

障害者雇用率の水増し問題 全国調査実施へ (8月24日)

複数の中央省庁や地方自治体で障害者の法定雇用率の水増しを行っていた疑いがある問題について、厚生労働省は、都道府県などを対象に全国調査を実施することを検討。28日に中央省庁の実態を公表する予定。

トピックス●平成30年度の地域別最低賃金額改定の目安が公表されました

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、平成30年8月10日までに答申した平成30年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめ公表しました（平成30年8月10日公表）。

これは、平成30年7月26日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成30年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会が調査・審議した結果を取りまとめたものです。

〔参考〕地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会に提示しています。この目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すもので、これを拘束するものではありません。

なお、地域別最低賃金額は、平成14年度以降、時間額のみで示されることになっています。

平成30年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

- 改定額の全国加重平均額は874円（昨年度848円）。
- 全国加重平均額26円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになった平成14年度以降最大の引上げ。
- 最高額（東京都985円）に対する最低額（鹿児島県761円）の比率は、77.3%（昨年度は76.9%。なお、この比率は4年連続の改善）。
- また、引上げ額の最高（27円）と最低（24円）の差が3円に縮小（昨年度は4円）。
- 東北、中四国、九州などを中心に中央最低賃金審議会の目安額を超える引上げ額が23県（平成27年度以降最多。昨年度は4県）。

☆答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、平成30年10月1日から10月中旬までの間に順次発効される予定です。

●参考 平成30年度地域別最低賃金時間額答申状況の表について

平成30年度地域別最低賃金時間額答申状況

都道府県名	答申された改定額 【円】※1	引上げ額 【円】	目安額との比較 【円】	発効予定年月日※2
北海道	835 (810)	25	±0	平成30年10月1日
青森	762 (738)	24	+1	平成30年10月4日
岩手	762 (738)	24	+1	平成30年10月1日
宮城	798 (772)	26	+1	平成30年9月1日
秋田	762 (738)	24	+1	平成30年10月1日
山形	763 (739)	24	+1	平成30年10月1日
福島	772 (748)	24	+1	平成30年10月1日
茨城	822 (795)	26	±0	平成30年10月1日
栃木	826 (800)	26	±0	平成30年10月1日
群馬	809 (783)	26	+1	平成30年10月6日
埼玉	898 (871)	27	±0	平成30年10月1日
千葉	895 (868)	27	±0	平成30年10月1日
東京	985 (958)	27	±0	平成30年10月1日
神奈川	983 (956)	27	±0	平成30年10月1日
新潟	803 (778)	25	±0	平成30年10月1日
富山	821 (795)	26	±0	平成30年10月1日
石川	806 (781)	25	±0	平成30年10月1日
福井	803 (778)	25	±0	平成30年10月1日
山梨	810 (784)	26	±0	平成30年10月3日
長野	821 (795)	26	±0	平成30年10月1日
岐阜	825 (800)	25	±0	平成30年10月1日
静岡	858 (832)	26	±0	平成30年10月3日
愛知	898 (871)	27	±0	平成30年10月1日
三重	846 (820)	26	±0	平成30年10月1日
滋賀	839 (813)	26	±0	平成30年10月1日
京都	882 (856)	26	±0	平成30年10月1日
大阪	936 (909)	27	±0	平成30年10月1日
兵庫	871 (844)	27	+1	平成30年10月1日
奈良	811 (786)	25	±0	平成30年10月4日
和歌山	803 (777)	26	+1	平成30年9月1日
鳥取	762 (738)	24	+1	平成30年10月4日
島根	764 (740)	24	+1	平成30年10月1日
岡山	807 (781)	26	+1	平成30年10月1日
広島	844 (818)	26	+1	平成30年10月1日
山口	802 (777)	25	±0	平成30年10月1日
徳島	766 (740)	26	+1	平成30年10月1日
香川	792 (766)	26	+1	平成30年10月1日
愛媛	764 (738)	26	+2	平成30年10月1日
高知	762 (737)	25	+2	平成30年10月5日
福岡	814 (789)	25	±0	平成30年10月1日
佐賀	762 (737)	25	+2	平成30年10月4日
長崎	762 (737)	25	+2	平成30年10月6日
熊本	762 (737)	25	+2	平成30年10月1日
大分	762 (737)	25	+2	平成30年10月1日
宮崎	762 (737)	25	+2	平成30年10月5日
鹿児島	761 (737)	24	+1	平成30年10月1日
沖縄	762 (737)	25	+2	平成30年10月3日
全国加重平均額	874 (848)	26	—	—

※1 括弧書きは、平成29年度に改定された地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性あり。

●PDFのURL <https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000344180.pdf>

トピックス●長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導

平成29年度は約7割の事業場で法令違反

厚生労働省から、「長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果（平成29年度）」が公表されました（平成30年8月7日公表）。

これは、平成29年度に、長時間労働が疑われる25,676事業場に対して実施された労働基準監督署による監督指導の結果を取りまとめたものです。

平成29年度は、監督指導を実施した事業場のうち70.3%の事業場で、労働基準法などの法令違反が認められました。

平成28年度の66.0%よりも、その割合が増加しています。

平成29年度の監督指導結果のポイントを確認しておきましょう。

平成29年度「個別労働紛争解決制度の施行状況」のポイント

- 総合労働相談、あっせん申請の件数はいずれも前年度と比べ減少、助言・指導の申出件数は増加。
 - ・ 総合労働相談件数は110万4,758件で、10年連続で100万件を超え、高止まり
- 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」が引き続きトップ
 - ・ 民事上の個別労働紛争の相談件数では、72,067件（同1.6%増）で6年連続トップ
 - ・ 助言・指導の申出では、2,249件（同1.9%増）で5年連続トップ
 - ・ あっせんの申請では、1,529件（同6.9%減）で4年連続トップ
- 「いじめ・嫌がらせ」以外では、「解雇」、「自己都合退職」、「雇止め」の件数が多い
 - ・ 民事上の個別労働紛争の相談件数では、2位が自己都合退職（38,954件）、3位が解雇（33,269件）
 - ・ 助言・指導の申出では、2位が解雇（990件）、3位が自己都合退職（864件）
 - ・ あっせんの申請では、2位が解雇（1,181件）、3位が雇止め（545件）

☆ 厚生労働省では、今回の状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいくとのことです。

企業の経営担当者としては、個別労働紛争のトップが「いじめ・嫌がらせ」であるということは知っておきたいところです。

このような状況を見ると、各企業において、各種ハラスメントの防止対策などに万全を期す必要があるといえます。